

遠賀町定住促進に係る固定資産税の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、居住の用に供する家屋を除去した後の土地が定住の受け皿となり、住環境の整備促進を図るため、遠賀町税条例（昭和31年条例第1号。以下「条例」という。）第71条第1項第4号の規定に基づき実施する固定資産税の減免の取扱に関し必要な事項を定める。

(減免対象となる者)

第2条 減免の対象者となる者（以下「減免対象者」という。）は、昭和56年5月31日以前に建築された居住の用に供する家屋（共同住宅等を除く。）が除却された日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第225号）第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地の特例」という。）の適用を受けたもので、家屋の除却後は更地である土地の所有者、占有者、相続人その他当該土地を管理する者（以下「所有者等」という。）とする。

(減免する固定資産)

第3条 減免の対象となる固定資産は、次に掲げる要件を全て満たす固定資産とする。

- (1) 所有者等が町に納付又は納入すべき町税を滞納していない場合
- (2) 家屋除却後の土地を営利目的で使用していない場合
- (3) 所有者等が遠賀町暴力団等排除条例（平成22年条例第5号）第3条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団関係団体、同条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団関係者でない場合
- (4) 遠賀町老朽危険家屋等解体補助金交付要綱（平成28年告示第42号）の規定に基づく補助金を受けて家屋を除却していない場合
- (5) その他不正な行為等により虚偽の申請を行っていない場合

(減免割合)

第4条 町長は、前条の要件を全て満たす場合は、減免を適用する年度の賦課期日現在における住宅用地の特例の規定に準じて減免するものとする。

(減免期間)

第5条 減免期間は、家屋を除去したことにより住宅用地の特例が解除される年度から起算して3年度とする。

(減免申請)

第6条 減免申請をする者は、定住促進に係る固定資産税減免申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(決定通知)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があった日から30日以内に、その内容を審査のうえ、減免の適否を決定し、定住促進に係る固定資産税減免（承認・不承認）決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(減免期間の終了)

第8条 町長は、減免の対象となる土地（以下「対象土地」という。）について、減免期間中次の各号のいずれかに該当する場合は、その生じた期日の属する年度をもって減免期間を終了することができる。

- (1) 対象土地が居住の用に供された場合
- (2) 相続以外の理由により対象土地の所有者が変更となった場合
- (3) 対象土地に居住の用に供する家屋以外の家屋及び構築物等が建築された場合
- (4) 対象土地の所有者等による適正な管理が行われないことにより、周辺住民の住環境に悪影響等を与えたと認められる場合

2 町長は、前項の規定により減免期間の終了を決定したときは、定住促進に係る固定資産税減免期間終了決定通知書（様式第3号）により、固定資産税の減免の決定を受けた者（以下「減免決定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 減免決定者は、第1項第1号から第3号に該当したときには、定住促進に係る固定資産税減免事由消滅届出書（様式第4号）により、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

(減免の取消し)

第9条 町長は、減免期間において申請者が第3条各号のいずれかの要件を満たさないと認められる場合は、その事実が生じた日の属する年度に遡って減免を取消することができる。

2 町長は、前項の規定により減免の取消しを決定したときは、定住促進に係る固定資産税減免取消し決定通知書（様式第5号）により、減免決定者に対し、その旨を通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 減免決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 対象土地の流通推進に努めること。
- (2) 対象土地について、適正な管理を行い、周辺住民の住環境等に悪影響を与えないこと。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年1月2日から適用する。